

第3編 法律及び方針

第2章 関係法令等

1 廃棄物処理法関係 罰則

法	違 反 の 内 容	罰 則 の 内 容
25条	1. 無許可営業 2. 不正手段による処理業許可 3. 無許可変更 4. 不正手段による許可変更 5. 事業停止命令・措置命令違反 6. 委託基準違反 7. 名義貸しの禁止違反 8. 処理施設無許可設置 9. 不正手段による処理施設許可設置 10. 処理施設無許可変更 11. 不正手段による処理施設許可変更 12. 廃棄物の無確認輸出（未遂含む） 13. 受託禁止違反 14. 廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） 15. 廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 16. 指定有害廃棄物の処理禁止違反	5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金又はこの併科
26条	1. 委託基準違反、再委託禁止違反 2. 処理施設改善命令・使用停止命令違反、改善命令違反 3. 処理施設無許可譲受け・無許可借受け 4. 廃棄物の無許可輸入 5. 廃棄物の輸入許可条件違反 6. 廃棄物の投棄又は焼却を目的とした廃棄物の収集・運搬	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの併科
27条	廃棄物の無確認輸出目的の予備	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金又はこの併科
27条 の2	1. 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 2. 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（収集・運搬） 3. 管理票回付義務違反 4. 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載（処分） 5. 管理票写し保存義務違反 6. 虚偽管理票交付等 7. 廃棄物引き受け時の管理票回付義務違反 8. 管理票の虚偽送付等 9. 電子管理票虚偽登録 10. 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 11. 管理票に係る措置命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

28条	1. 情報処理センター職員守秘義務違反 2. 土地形質変更命令違反・措置命令違反	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
29条	1. 欠格要件該当届出、事業場外廃棄物保管届出義務違反 2. 処理施設使用前検査受検義務違反 3. 処理困難通知義務違反・虚偽通知 4. 処理困難通知保存義務違反 5. 土地形質変更届出義務違反・虚偽届出 6. 事故時応急措置命令違反	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
30条	1. 帳簿備付け・記載・保存義務違反・虚偽記載 2. 業廃止・変更届出・処理施設変更届出・処理施設相続届出義務違反・虚偽届出 3. 定期検査義務違反（拒否・妨害・忌避） 4. 維持管理事項記録・備付け義務違反・虚偽記載 5. 処理責任者等設置義務違反 6. 有害使用済機器保管等届出義務違反 7. 報告拒否・虚偽報告 8. 立入検査拒否・妨害・忌避 9. 技術管理者設置義務違反	30万円以下の罰金
31条	情報処理センター又は廃棄物処理センターの役職員による規定違反	30万円以下の罰金
32条	(法人等両罰規定) 1. 無許可営業 2. 不正手段による処理業許可 3. 無許可変更 4. 不正手段による許可変更 5. 廃棄物の無確認輸出（未遂含む） 6. 廃棄物の投棄禁止違反（未遂含む） 7. 廃棄物の焼却禁止違反（未遂含む） 8. その他	1.～7. 3億円以下の罰金 8. 各本条の罰金
33条	1. 事業場外保管届出・土地の形質変更届出義務違反 2. 多量排出事業者の処理計画書提出義務違反 3. 多量排出事業者の処理計画実施状況報告提出義務違反	20万円以下の過料
34条	登録廃棄物再生事業者の名称の不正使用	10万円以下の過料

2 自動車リサイクル法関係 罰則

法	違反の内容		罰則の内容		
	対象者	概要	懲役	罰金 (過料)	
139条1号	解体業者	解体自動車全部利用者への引渡証の保存 (5年)義務違反	—	50万円	
	破碎業者	解体自動車全部利用者への引渡証の保存 (5年)義務違反			
139条2号	関連4事業者	引取・引渡・再資源化義務に係る命令違反 フロン類回収業者の回収・運搬基準遵守義務に係る命令違反	—	50万円	
	自動車製造業者等	引取基準・フロン類/指定回収料金に係る命令違反 フロン類/指定回収料金の公表・支払い義務に係る命令違反			
	自動車製造業者等 (委託先含)	フロン類の運搬基準遵守義務に係る命令違反			
140条1号	自動車製造業者等	帳簿不備、不記載、虚偽の記載・記録、保存 (5年)義務違反	—	30万円	
139条2号		再資源化料金に係る命令違反(適正な原価を著しく超過)		50万円	
		引取・再資源化に係る命令違反			
138条1号	引取業者	無登録業者	1年	50万円	
138条2号		不正手段による登録			
140条2号		不正手段による更新登録			
138条3号		変更の不届出、虚偽の届出		30万円	
138条1号		廃業等の不届出、虚偽の届出			
138条2号	フロン類回収業者	事業の停止命令違反	—	30万円	
140条2号		無登録業者			
138条3号		不正手段による登録			
140条2号		不正手段による更新登録			
138条4号		変更の不届出、虚偽の届出		50万円	
138条5号		事業の停止命令違反			
140条2号		廃業等の不届出、虚偽の届出	—	30万円	
138条4号	解体業者	無許可業者	1年	50万円	
138条5号		不正手段による許可			
140条2号		不正手段による更新許可			
140条2号		変更の不届出、虚偽の届出	—	30万円	

		廃業等の不届出、虚偽の届出				
138条3号		事業の停止命令違反				
138条4号	破碎業者	無許可業者	1年	50万円		
138条5号		不正手段による許可				
138条6号		不正手段による更新許可				
140条2号		事業範囲変更に係る許可違反	—	30万円		
138条3号		変更の不届出、虚偽の届出	1年	50万円		
140条2号		事業の停止命令違反				
		廃業等の不届出、虚偽の届出		30万円		
139条2号	関連4事業者	引取業者の書面交付/関連事業者の移動報告義務に係る命令違反	—	50万円		
	自動車製造業者等	情報管理センターへの報告義務に係る命令違反				
138条7号	情報管理センター	秘密保持義務違反	1年			
137条	引取・フロン・解体業者	使用済自動車一般廃棄物の収集・運搬の委託基準違反	3年 (併科有)	300万円		
140条3号	関連4事業者	都道府県の報告徴収に伴う報告義務違反	—	30万円		
140条4号		都道府県の立入検査に伴う義務違反(拒み・妨げ・忌避)				
143条1号	自動車製造業者等	自動車への製造業者等の名称表示義務違反	—	10万円		
143条2号	引取業者	事業所の標識掲示義務違反				
	フロン類回収業者					
	解体業者					
	破碎業者					

3 廃棄物処理法（抜粋）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）抜粋

第1章 総 則

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第2条の3 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（清潔の保持等）

第5条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によつて不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければならない。

第3章 産業廃棄物

（事業者及び地方公共団体の処理）

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（事業者の処理）

第12条 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、

運搬及び処分に関する基準に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

5 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

(産業廃棄物管理票)

第12条の3 その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に当該産業廃棄物の運搬を受託した者に対し、当該委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならない。

(産業廃棄物処理業)

第14条 産業廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

6 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(焼却禁止)

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- ① 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行った者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

4 自動車リサイクル法（抜粋）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年7月12日法律第87号）抜粋

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（次に掲げるものを除く。）をいう。

- ① 被けん引車（道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。以下この項において同じ。）
 - ② 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車（被けん引車を除く。）であって、二輪のもの（側車付きのものを含む。）
 - ③ 道路運送車両法第三条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車（被けん引車を除く。）
 - ④ 前三号に掲げるもののほか政令で定める自動車
- 2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用（倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。）を終了したもの（保冷貨物自動車の冷蔵用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であって政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの）をいう。
- 3 この法律において「解体自動車」とは、使用済自動車を解体することによってその部品、材料その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- 4 この法律において「特定再資源化物品」とは、自動車破碎残さ及び指定回収物品をいい、「特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。
- 5 この法律において「自動車破碎残さ」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを分離し、これらを回収した後に残存する物をいう。
- 6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であって、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

① 当該自動車が使用済自動車となった場合において、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

② 当該物品の再資源化を図る上で経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

③ 当該自動車が使用済自動車となった場合において、当該物品の再資源化を図る上でその物品の設計又はその部品若しくは原材料の種類が重要な影響を及ぼすと認められるもの

7 この法律において「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下「フロン排出抑制法」という。）第二条第一項に規定するフロン類をいう。

8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー（車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

① 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にする行為

② 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

10 この法律において「再資源化等」とは、再資源化及びフロン類の破壊（フロン排出抑制法第三十三条第三項の規定による破壊をいう。以下同じ。）をいう。

11 この法律において「引取業」とは、自動車の所有者から使用済自動車の引取りを行う事業（自動車の所有者の委託を受けて当該所有者が指定した者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬のみを行う事業を除く。）をいい、「引取業者」とは、引取業を行うことについて第四十二条第一項の登録を受けた者をいう。

12 この法律において「フロン類回収業」とは、使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業をいい、「フロン類回収業者」とは、フロン類回収業を行うことについて第五十三条第一項の登録を受けた者をいう。

13 この法律において「解体業」とは、使用済自動車又は解体自動車の解体を行う事業をいい、「解体業者」とは、解体業を行うことについて第六十条第一項の許可を受けた者をいう。

14 この法律において「破碎業」とは、解体自動車の破碎及び破碎前処理（圧縮その他の主務省令で定める破碎の前処理をいう。以下同じ。）を行う事業をいい、「破碎業者」とは、破碎業を行うことについて第六十七条第一項の許可を受けた者をいう。

15 この法律において「製造等」とは、次に掲げる行為をいう。

① 自動車を製造する行為（他の者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。）

② 自動車を輸入する行為（他の者の委託を受けて行うものを除く。）

③ 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

16 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

17 この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。

（自動車製造業者等の責務）

第3条 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るため、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関連事業者の責務）

第4条 関連事業者は、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

2 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。

（自動車の所有者の責務）

第5条 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第6条 国は、使用済自動車の再資源化等に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、自動車の所有者による使用済自動車の引渡し及び関連事業者によるその再資源化の適正かつ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再資源化等に要した費用、その再資源化により有効利用された資源の量その他の使用済自動車の再資源化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

5 石綿含有廃棄物等の適正処理について

石綿を含有する廃棄物の処理については、「石綿含有廃棄物等の適正処理について（通知）」（平成23年3月31日付け環廃対発第110331001号、環廃産発第110331004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、産業廃棄物課長、適正処理・不法投棄対策室長通知）の別添「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」に沿い、適正に処理しなければなりません。

石綿含有廃棄物等処理マニュアル（抜粋）

石綿含有廃棄物等の定義

「石綿含有廃棄物等」とは、「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」のことを示す。「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」の定義の詳細は、以下に示すとおりである。

・廃石綿等の定義

廃石綿等とは、次に掲げる①～⑤をいう。

- ① 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹き付けられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿
- ② 建築物等に用いられる材料であって石綿を含むもののうち石綿建材除去事業により除去された次に掲げるもの
 - イ. 石綿保溫材
 - ロ. けいそう土保溫材
 - ハ. パーライト保溫材
- ニ. 人の接触、気流及び振動等によりイからハに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保溫材、断熱材及び耐火被覆材
- ③ 石綿建材除去事業において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの
- ④ 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた石綿であって、集じん施設によつて集められたもの
- ⑤ 特定粉じん発生施設又は集じん施設を設置する工場又は事業場において用いられ、廃棄された防じんマスク、集じんフィルタその他の用具又は器具であって、石綿が付着しているおそれのあるもの

（参）規則第1条の2第9項

・石綿含有廃棄物の定義

石綿含有廃棄物とは、次に掲げる①及び②をいう。

- ① 石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

（参）規則第1条の3の3

- ② 石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であつて、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

（参）規則第7条の2の3

平成 11 年 3 月 初 版 発 行
平成 14 年 3 月 改 訂 版 発 行
平成 18 年 3 月 改 訂 版 発 行
平成 23 年 3 月 改 訂 版 発 行
平成 27 年 3 月 改 訂 版 発 行
令和 6 年 3 月 改 訂 版 発 行

乱丁・落丁などありましたら、お手数ですが
次までご連絡ください。お取替えいたします。

鹿児島市 環境局 資源循環部 廃棄物指導課
電話 (099) 216-1289
E-mail haikibutsu@city.kagoshima.lg.jp

